



この正誤表は更新される場合があります。最新版はICBAの HP (<http://www.icba.or.jp/kenchikuhorei/pdf/ybook2015seigo3.pdf>) でご確認ください。
他の刷の正誤を含む最新情報については (<https://www.icba.or.jp/kenchikuhorei/>) で確認できます。

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考								
1	27	L18	最終改正 平成28年5月31日国土交通省告示第791号	最終改正 平成28年4月1日国土交通省告示第613号	H29/10/3追加								
2	27	L43	(5) 特定天井が平成25年国土交通省告示第771号第3第2項若しくは第3項に定める基準に適合するもの、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けるもの又は同告示第3第4項第一号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの	(5) 特定天井が平成25年国土交通省告示第771号第3第1項に定める基準に適合するもの、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は同告示第3第2項第一号に定める基準に適合するもの	H29/10/3追加								
3	157	表3.6-3 溶接部の定義	 溶接金属(溶融母材+溶着金属)	 溶接金属(溶融母材+溶着金属)	H29/8/18追加								
4	171~172		σ_{xx} 例) σ_{y0} $\sigma_{y0}E$	ζ_{xx} 例) ζ_{y0} $\zeta_{y0}E$	H29/8/18追加								
5	180	L2	最終改正 平成28年3月31日国土交通省告示第502号	最終改正 平成28年3月17日建設省告示第502号	H29/7/28追加								
6	182~195	右頁のフッター	3.7 鉄筋コンクリート造(令第71条~令第79条)	3.7 鉄筋コンクリートの強度(令第74条)	H29/8/3追加								
7	212	政令第80条の3	最終改正 平成27年1月15日政令第6号		H30/1/31追加								
8	212	囲み内 L3	第9条第1項	第8条第1項	H30/1/31追加								
9	212	囲み内 L5 囲み内 L11	同法第9条第2項	同法第8条第2項	H30/1/31追加								
10	212	囲み内 L9	河道閉塞	河道閉鎖	H30/1/31追加								
11	212	L12	(土砂法第9条第2項)	(土砂法第8条第2項)	H30/1/31追加								
12	261	L14	$Cs_i \geq 0.3Z \left(1 - \frac{h_i}{h} \right)$	$\geq 0.3 \left(1 - \right)$	H29/8/3追加								
13	282	表	<table border="1" data-bbox="552 1378 1092 1538"> <tr> <td>H が Z_b 以下の場合</td> <td>$E_r = 1.7 \left(\frac{Z_b}{Z_G} \right)^\alpha$</td> </tr> <tr> <td>$H$ が Z_b を超える場合</td> <td>$E_r = 1.7 \left(\frac{H}{Z_G} \right)^\alpha$</td> </tr> </table>	H が Z_b 以下の場合	$E_r = 1.7 \left(\frac{Z_b}{Z_G} \right)^\alpha$	H が Z_b を超える場合	$E_r = 1.7 \left(\frac{H}{Z_G} \right)^\alpha$	<table border="1" data-bbox="1421 1378 1960 1538"> <tr> <td>H が Z_b 以下の場合</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>H が Z_b を超える場合</td> <td>—</td> </tr> </table>	H が Z_b 以下の場合	—	H が Z_b を超える場合	—	H29/8/3追加
H が Z_b 以下の場合	$E_r = 1.7 \left(\frac{Z_b}{Z_G} \right)^\alpha$												
H が Z_b を超える場合	$E_r = 1.7 \left(\frac{H}{Z_G} \right)^\alpha$												
H が Z_b 以下の場合	—												
H が Z_b を超える場合	—												

この正誤表は更新される場合があります。最新版はICBAの HP (<http://www.icba.or.jp/kenchikuhorei/pdf/ybook2015seigo3.pdf>) でご確認ください。
他の刷の正誤を含む最新情報については (<https://www.icba.or.jp/kenchikuhorei/>) で確認できます。

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考																
14	291	下表	<table border="1"> <tr> <td>HがZ_b以下の場合</td> <td></td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">HがZ_bを超える場合</td> <td>ZがZ_b以下の場合</td> <td>$\left(\frac{Z_b}{H}\right)^{2a}$</td> </tr> <tr> <td>$Z$が$Z_b$を超える場合</td> <td>$\left(\frac{Z}{H}\right)^{2a}$</td> </tr> </table> <p>この表において、Z_b及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Z_b 第1第2項の表に規定するZ_bの数値 a 第1第2項の表に規定するaの数値</p>	H が Z_b 以下の場合		1.0	H が Z_b を超える場合	Z が Z_b 以下の場合	$\left(\frac{Z_b}{H}\right)^{2a}$	Z が Z_b を超える場合	$\left(\frac{Z}{H}\right)^{2a}$	<table border="1"> <tr> <td>HがZ_b以下の場合</td> <td></td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">HがZ_bを超える場合</td> <td>ZがZ_b以下の場合</td> <td>$\left(\frac{Z_b}{H}\right)^a$</td> </tr> <tr> <td>$Z$が$Z_b$を超える場合</td> <td>$\left(\frac{Z}{H}\right)^a$</td> </tr> </table> <p>この表において、Z_b及びaは、それぞれ次の数値を表すものとする。 Z_b 第1第2項の表に規定するZ_bの数値 a 第1第2項の表に規定するaの数値</p>	H が Z_b 以下の場合		1.0	H が Z_b を超える場合	Z が Z_b 以下の場合	$\left(\frac{Z_b}{H}\right)^a$	Z が Z_b を超える場合	$\left(\frac{Z}{H}\right)^a$	H29/8/3追加
H が Z_b 以下の場合		1.0																			
H が Z_b を超える場合	Z が Z_b 以下の場合	$\left(\frac{Z_b}{H}\right)^{2a}$																			
	Z が Z_b を超える場合	$\left(\frac{Z}{H}\right)^{2a}$																			
H が Z_b 以下の場合		1.0																			
H が Z_b を超える場合	Z が Z_b 以下の場合	$\left(\frac{Z_b}{H}\right)^a$																			
	Z が Z_b を超える場合	$\left(\frac{Z}{H}\right)^a$																			
15	310	(1)式	$Q_a + Q_{FN} \leq \frac{Q_p + Q_{FP}}{1.2}$	—————	H29/8/3追加																
16	310	(2)式	$\frac{Q_a + Q_{FN}}{A_p} \leq \sigma_F$	$\frac{+Q}{A_p}$	H29/8/3追加																
17	311	(5)式	$\overline{qf} = \overline{qu}/2$	$\overline{qf} = \overline{-}/2$	H29/8/3追加																
18	311	(8)式	$re = \left(\frac{D\overline{qfn}}{\overline{r}} + \frac{D^2}{4}\right)^{1/2}$	$re = \left(\frac{\overline{-}}{\overline{r}} + \overline{-}\right)^{1/2}$	H29/8/3追加																
19	311	(8)式の下L4	\overline{qfn} :負の摩擦力度の・・・	$\overline{-}$:負の摩擦力度の・・・	H29/8/3追加																
20	311	(8)式の下L6	・・・(6)式は $60 + 2\overline{N}$ (kN/m ²)・・・	・・・(6)式は $60 + 2\overline{-}$ (kN/m ²)・・・	H29/8/3追加																
21	311	(10)式	$Q_p = 0.7\overline{qc}A_p$	$Q_p = 0.7\overline{-}A_p$	H29/8/3追加																
22	352	L3	最終改正 平成28年5月31日国土交通省告示第791号	最終改正 平成27年1月29日国土交通省告示第186号	H29/10/3追加																
23	352	L24	(5) 特定天井が平成25年国土交通省告示第771号第3第2項若しくは第3項に定める基準に適合するもの、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けるもの又は同告示第3第4項第一号に定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられたもの	(5) 特定天井が平成25年国土交通省告示第771号第3第1項に定める基準に適合するもの、令第39条第3項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたもの又は同告示第3第2項第一号に定める基準に適合するもの	H29/10/3追加																
24	398	L3 欄外	■	□	H303/23追加																
25	376 407 425	L3 L3 L12	最終改正 平成28年5月31日国土交通省告示第791号	最終改正 平成27年1月29日国土交通省告示第186号	H29/10/3追加																

この正誤表は更新される場合があります。最新版はICBAの HP (<http://www.icba.or.jp/kenchikuhorei/pdf/ybook2015seigo3.pdf>) でご確認ください。
 他の刷の正誤を含む最新情報については(<https://www.icba.or.jp/kenchikuhorei/>)で確認できます。

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考
26	458 459 460 464 468 472 482	L21 L10 L5 L3 L22 L3 L14	最終改正 平成28年5月31日国土交通省告示第791号	最終改正 平成25年8月5日国土交通省告示第773号	H29/10/3追加
27	462	囲み内	λ 建物のうち・・・又は鉄骨造である階	λ 建物のうち・・・又は鉄筋造である階	H30/1/31追加
28	482	L20	ロ 地震力に対して、・・・令第82条の5第三号の規定により・・・	ロ 地震力に対して、・・・令第82条の6第三号の規定により・・・	H29/10/3追加
29	482	下L4	(1) 屋根ふき材について、 <u>令第82条の5第三号の地震力を考慮して、屋根ふき材が取り付く階に生ずる・・・</u>	(1) 屋根ふき材について、 <u>建築物の損傷限界時に屋根ふき材が取り付く階に生ずる・・・</u>	H29/10/3追加
30	482	下L1	(2) 外装材及び屋外に面する帳壁(以下「外装材等」という。)について、 <u>令第82条の5第三号の地震力を考慮して、外装材等が取り付く部分・・・</u>	(2) 外装材及び屋外に面する帳壁(以下「外装材等」という。)について、 <u>建築物の損傷限界時における外装材等が取り付く部分の上下の部分・・・</u>	H29/10/3追加
31	483	L4	(3) 外装材について、 <u>令第82条の5第三号の地震力を考慮して、外装材等が取り付く階に生ずる・・・</u>	(3) 外装材について、 <u>建築物の損傷限界時における外装材等が取り付く階に生ずる・・・</u>	H29/10/3追加
32	483	L8	ハ イ及びロの構造計算を行うに当たり、 <u>地震以外の震動・・・</u>	ハ イ及びロの構造計算を行うに当たり、 <u>その他の震動・・・</u>	H29/10/3追加
33	483	第二号ハの式	$d_{cl} = \frac{3}{2} \left(\frac{T_{cl}}{2\pi} \right)^2 a_{cl} + \frac{3}{2} L_{cl} R$	$d_{cl} = \frac{2}{3} \left(\frac{T_{cl}}{2\pi} \right)^2 a_{cl} + \frac{2}{3} L_{cl} R$	H29/10/3追加
34	484	L26	最終改正 平成28年5月31日国土交通省告示第791号	最終改正 平成25年8月5日国土交通省告示第773号	H29/10/3追加
35	496	L5	最終改正 平成28年5月31日国土交通省告示第791号	最終改正 平成25年8月5日国土交通省告示第776号	H29/10/3追加
36	561	L20 キャプション	図9.6-2 平板載荷試験による許容応力度とNswの関係 ²¹⁾	図9.6-2 平板載荷試験による許容応力度とNswの関係 ³⁾	H30/2/16追加
37	581	L33 追加	21)(独) 都市再生機構, 宅地耐震設計マニュアル(案), 2003		H30/2/16追加
38	619	(付1.2-15)	$Q_u = w A_3 \cdot \sigma_u / \sqrt{3}$	$Q_u = w A_3 \cdot \sigma_u \sqrt{3}$	H30/2/16追加
39	671	下L2	また、(5)⑥a)の・・・(付1.3-41)式を用いて算定することができる。	また、(5)⑥a)の・・・(付1.3-40)式を用いて算定することができる。	H29/7/28追加
40	675	L6、L28	M_u :そで壁付き柱の曲げ終局強度(N・mm)	追加	H29/10/3追加
41	675	L27	$M_u = \dots$	$M_o = \dots$	H29/10/3追加

2015年版 建築物の構造関係技術基準解説書 第1版第3刷 正誤表

更新日 平成30年3月23日

この正誤表は更新される場合があります。最新版はICBAの HP (<http://www.icba.or.jp/kenchikuhorei/pdf/ybook2015seigo3.pdf>) でご確認ください。
他の刷の正誤を含む最新情報については (<https://www.icba.or.jp/kenchikuhorei/>) で確認できます。

No.	ページ	行等 (Lは行数)	正	誤	備考
42	779	L17	・・・(法第20条第1項第一号後段に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。)	・・・(法第20条第1項第一号に規定する構造計算によって安全性を確かめる場合を除く。)	H29/10/3追加